

熊谷市立妻沼西小学校スクールバス運行計画

1 委託業務の内容

運行業務受託事業者（以下「受注者」という。）は、次に定める方法により、男沼小学校区内及び太田小学校区内の乗降場所から妻沼西小学校までの間を運行するスクールバスの運行業務を行う。

(1) 運行日

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの開校日（土・日曜日、祝日、夏期・冬期・春期休みの登校日を含む。）とし、休校日を除く。

(2) 運行日数

登下校年間200日程度（別紙1参照）

(3) 乗降場所及び運行ダイヤ

ア 乗降場所

熊谷市（以下「発注者」という。）の指定する乗降場所（別紙2参照）を原則とするが、児童数の増減、道路状況等による乗降場所の変更については、今後、発注者と受注者との協議により決定すること。

なお、乗降場所標識は設置しない。

イ 登校時間

発注者が指定する登校時刻までに利用者全員が学校に到着すること。

ウ 下校時間

下校時刻に合わせた時刻に出発すること。

※1 登下校時間は、別途発注者が提供する登下校時刻を参考に発注者と受注者の協議により決定すること。

※2 毎月の運行ダイヤについては、学校と協議の上作成し、発注者と受注者の協議により決定した日までに学校へ提出すること。

(4) 運行便数

児童全員を安全に送迎できる便数とし、発注者と受注者の協議により決定すること。

(5) 乗降児童数（見込）

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
人数（人）	141	132	117	111	107

(6) その他の業務

ア 国への運行開始に係る申請・許可業務

イ 発注者への報告業務

スクールバスの利用状況を記録するとともに、電子データにより翌月の10日までに発注者へ報告すること。

ウ 車両点検整備・清掃

エ 児童及び周辺環境への安全確保

車両安全措置や適切な人員配置により、安全に十分配慮した運行計画により業務を遂

行すること。

オ 児童乗降時の人員確認

登下校時の乗降場所での人員確認は受注者が行うこと。

なお、妻沼西小学校乗降場所での人員確認は、受注者と教職員等が協力して行うこと。

また、置き去りを防止するための安全装置を設置すること。

カ 欠席確認

乗車していない児童については、学校到着時に学校へ報告すること。

キ 移動制約者の乗降補助

ク 運行ダイヤの管理

ケ 降雪時や台風時の乗降場所の管理

コ マグネット表示（看板）の付け替え

サ 入学式等での保護者の輸送（年10回程度）

保護者の人員確認方法及び運行計画は、発注者と協議の上決定すること。

シ 学校及び保護者との通常時の連絡体制

受注者は、通常の業務時間内において、学校及び保護者と連絡がとれる体制を整えること。

ス 緊急時の対応

(ア) 登下校時の事故（故障）・急病等の緊急対応（人員の安全確保優先、予備車両での運行）及び連絡（運転手と緊急通報関係機関、運転手と学校、学校とバス会社等）

(イ) 登下校の急なルート・時間変更、一斉下校など

受注者は、予備車両を含めて対応すること。

セ その他特定旅客自動車運送に係る一切の業務を含むものとする。

2 その他

(1) 受注者は、発注者と協力し、児童等の安全確保に万全を期さなければならない。特に、熊谷市立妻沼西小学校の付近における入校方法や校内での運行方法については、安全確保に万全を期すこと。

なお、安全確保のため、シートベルト着用の上、着座にてバス移動すること。

(2) 受注者は、使用する車両について、常に善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(3) 受注者は、運行前点検から運行後点検・清掃終了まで、常に使用する車両の清潔を保ち、適正な注油、簡易な修理・調整等を自ら行い、点検整備に努めなければならない。

(4) 受注者は、業務完了報告書と併せて、利用者の状況、運行状況等を発注者に報告すること。

(5) 受注者は、乗務員の健康管理及び車内衛生環境の向上に努めるとともに、感染症対策を適切に講ずることとする。

(6) 受注者は、発注者、受注者及び学校で協議して作成するスクールバス運行マニュアル等の内容を遵守しなければならない。